

## 学校教育目標

時・場・礼を大切にし、自ら学び・考え・行動できる人材の育成をめざす

## 活動方針

- (1) 学年を超えた仲間や関わってくれる大人との関係性を築く中で、コミュニケーション能力を育成する。
- (2) 文化部活動に興味と関心を持つ生徒が、より高い水準の技能等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりすることができる場とする。

## 1 学校教育の一環としての文化部活動

- (1) 文化部活動の設置
  - ア 本校教育の一環として、文化部活動を設置する。
  - イ 文化部活動の意義に立ち返り、保護者や地域の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した文化部活動を実施する。
- (2) 文化部活動の方針の策定等
  - ア 毎年度、本活動方針を策定する。
  - イ 文化部顧問は、活動計画や活動実績を作成する。
  - ウ 上記のア及びイを学校関係者等に広く周知する。
- (3) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知
  - ア 教職員全体での共通理解や、文化部顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の改善に努める。
  - イ 生徒・保護者等に対して、活動方針や活動計画等を説明し、周知徹底する。

## 2 文化部活動を支える環境整備

- (1) 指導体制  
複数の指導者による多面的な指導ができるようにする。専門性を有した外部指導者や部活動指導員の効果的な活用等、本校の実態に応じた工夫を行う。
- (2) 保護者会、部長会議及び特別活動部  
各部の現状や課題を共有し、学校全体で課題解決に向けた取組が行えるようにする。

## 3 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

- (1) 休養日及び活動時間の設定  
和歌山県文化部活動指針を原則としながら、本校の教育目標や本校生徒の発達段階、分野の特性等を十分に踏まえ設定する。
- (2) 指導方法  
文化部顧問は、当該分野の経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力の向上に努める。
- (3) 体罰・不祥事等の防止
  - ア 体罰やセクシュアル・ハラスメント等は絶対に起こさない。
  - イ 活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。また、その取扱いについては、細心の注意を払う。
- (4) 安全管理と事故防止
  - ア 生徒が常に安全に活動できるよう事故防止に努める。もし、事故が起きた場合は管理職に報告するとともに、複数教員で迅速かつ適切な対応を行えるよう、体制を整えておく。
  - イ 施設・設備・用具の点検項目に従い、定期的に点検・補修を行う。
  - ウ 環境条件（気温・湿度・急激な天候の変化等）に応じた適切な指導に努める。

## 評価と改善